

【ABC 消費者情報 Vol. 47】

■「無料」の言葉にご用心！

老人会の会合等の場を業者が訪れ、「浄水器を無料設置」などと言って希望者を募り、実際には有料の浄水器リース契約を勧める訪問販売に関する相談が寄せられています。「無料」の言葉に惑わされないよう注意しましょう。

■相談事例（県センター事例）

高齢の母が参加した老人会の昼食会で、若い男性が高齢者の見守りサービスの案内ビラを配り、名前、住所、電話番号を書くように言われ、訳もわからず応じた。後日、電話で「浄水器を無料で設置しに訪問する」と言われ承諾。話を聞くと、浄水器は無料でなくリースであり、見守りの緊急通報装置も月々3500円だった。

※本市センターにも同様の情報が寄せられています。高齢者見守りの緊急通報システムや浄水器無料設置などの案内を行い、希望者に名前、電話番号の記載を求めるようです。

■アドバイス

○老人会主催の昼食会でも安易に名前や住所など個人情報を記載しないようにしましょう。

○「無料設置」と言われても、実際には他の費用がかかる場合があります。事前にサービス内容や費用を十分に確認しましょう。

○しつこい勧誘にあったら消費生活センターに相談しましょう。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611